

徳島県告示第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 二 退任役員

役員名	氏名	住 所
理事	岩 浅 嘉 仁	阿南市日開野町西居内四二六 二